

令和3年 8 月 31 日

保護者各位

嘉手納町立屋良小学校
校長 稲嶺 盛幸
(公印省略)

緊急事態宣言下での新型コロナ感染症に関する対応について

日頃から、本校教育活動に対してご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、本県では「沖縄県緊急事態宣言」が発出されておりますが、嘉手納町教育委員会の指導のもと本校は、感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続しているところです。

つきましては、緊急事態宣言中の期間、町内小中学校においては、県教育委員会からの通知を受け、風邪症状を有する児童については、下記のとおり対応となりますのでご協力をお願い致します。

記

【新型コロナウイルス感染者の事例】

1. 発熱等の風邪症状があったが受診せず一定期間の自宅療養の後、症状が消失し登校。翌日、症状がぶり返し PCR 検査を受けたら新型コロナウイルスと判定された。
2. 風邪症状があり PCR 検査を受け陰性。症状が5日間続き、再検査した結果、陽性と判定された。

1. 期間 緊急事態宣言終了日まで（対応について、変更があればその都度、ご連絡します）

2. 対応

(1) 風邪症状等があった場合

学校を欠席し、かかりつけ医や医療機関を受診するようにお願いします。（早退等も同様）

(2) 受診の場合

風邪症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう保健所や医師から勧められる場合もあるため、再登校については、必ず医師に確認するようにお願いします。

(3) どうしても医療機関を受診することが難しい場合

発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間（3 日間）が経過していること。（県教育庁保健体育課）

3. 陰性証明及び治癒証明などについて

(1) 上記証明は、全て不要です。保護者から口頭でご連絡ください。

(2) 上記期間の欠席については、「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」となります。

4. 風邪症状について

発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状 但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

※県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年1月6日版）より